

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（案）」に対する パブリックコメント実施結果について

1 概要

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴う関係条例の制定について、パブリックコメント手続きにより、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（案）」
意見の募集期間	平成 26 年 8 月 28 日（木）～平成 26 年 9 月 26 日（金）
意見の提出方法	電子メール、F A X、郵送、持参
募集の周知方法	川崎市ホームページへの掲出、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課へのチラシ掲示、「子ども・子育て支援新制度（放課後児童健全育成事業）」利用者説明会における説明・資料配布、民間放課後児童健全育成事業者への説明会における説明・資料配布、各わくわくプラザ室へのチラシ掲示
結果の公表方法	川崎市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

3 パブリックコメント手続で寄せられた意見について（内訳）

意見提出数（意見件数）	78通（173件）
電子メール	58通（118件）
F A X	15通（48件）
郵送	5通（7件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、今後の施策・事業の推進に向けて参考にする意見・要望や事故防止のための対策を講じるよう意見があったことから、一部の意見を反映して条例案を策定します。

【意見に対する本市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、基準に反映させるもの
- B：御意見の趣旨が基準（案）に沿った意見であるもの
- C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの
- D：基準（案）や施策に対する質問や意見であり、基準（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの
- E：その他

○ パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
1 基準条例全般に関する事	22	1	7	4	10	
2 設備に関する事	13			5	8	
3 職員の員数及び資格に関する事	22			1	21	
4 児童の集団の規模に関する事	3				3	
5 開所時間及び日数に関する事	6				6	
6 その他運営に関する事	6				6	
7 その他	101			1	100	
合計	173	1	7	11	154	0

5 具体的な内容と市の考え方

(1) 基準条例全般に関すること(22件)

番号	意見趣旨	意見に対する市の考え方	区分
1	新制度を運用する行政側にも、市内のすべての学童保育施設が新制度の基準を満たし、また、それらが安心して利用できるような施設であり続けるよう指導・支援する仕組みや組織が必要だ。	御意見を踏まえて、安心して利用できる事業とするため、事故防止に必要な対策を講じるよう基準の中に明確化いたします。	A
2	今回、新制度の施行により、一定の基準ができたことで、それをクリアした施設かどうかという利用者側の判断基準ができることは評価できる。(計2件)	児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の水準を向上させてまいります。	B
3	現実に即した基準としてほしい。(計3件)	条例での基準は設備及び運営の最低基準を定めるものです。	B
4	川崎市でのこれまでの長年に亘る取り組みを振り返り、川崎の現在の状況を下回ることのない基準を設けていくべきである。	放課後児童健全育成事業者は最低基準を理由としてその設備及び運営の水準を低下させてはならないことと定めてまいります。	B
5	現在ある学童保育施設が運営出来なくなるような事態は困る。移行期間など十分に検討してほしい。	専用区画の面積基準と職員の資格に関する基準については5年間の経過措置を設けます。	B
6	子どもを取り巻く社会環境は日々刻々と変化する。条例が制定されたあとも、3年に一度は検証し、見直しの機会を持ってほしい。(計4件)	最低基準を常に向上させるよう努めることとしている条例の趣旨に沿って、社会環境に適切に対応した事業となるよう検証を行ってまいります。	C
7	対象児童については、『すべての小学生を対象に保護者の就労のいかんに関わらず、放課後の児童の安全な居場所の確保』のわくわくプラザ施策に基づいて、すべての小学生を対象にすべきである。	厚生労働省の放課後児童健全育成事業について市が条例を定めるものですので、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童が対象になります。なお、本市においては今後も放課後児童健全育成事業を包含したわくわくプラザ事業を全児童対策事業として実施してまいります。	D
8	児童への人権への配慮や人格を尊重した運営は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を基に更なる充実を図るべきである。	「川崎市子どもの権利に関する条例」を基に、児童の人権への配慮や人格を尊重した運営を今後も行ってまいります。	D
9	現状うまく機能している自主運営の学童保育施設に対して、一方的に基準を押し付けないでほしい。	この条例は放課後児童健全育成事業を行うにあたり最低基準を定めるものであり、すべての放課後児童健全育成事業を行う者に適用されるものです。	D
10	基準となる部分の表現があいまいだ。具体化されていく過程において、パブリックコメントを何らかの形で取っていただきたい。	この条例は放課後児童健全育成事業を行うにあたり最低基準を定めるものです。詳細については別途規定し、わくわくプラザ事業の指定管理者に対しては仕様書に定め、民間の放課後児童健全育成事業者に対しては内容を周知してまいります。	D
11	「設備、備品等」と「放課後児童支援員及び補助員」についての「利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない」は、事業者が支障の有無を判断するのではなく、「利用者の支援に支障がないと川崎市が判断した場合には、この限りでない」とすべきではないか。	「設備、備品等」と「放課後児童支援員及び補助員」に関することは、事業者が利用者に質の高いサービスを提供するために適切に行うものと考えます。なお、この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものでありますから、基準に沿った運営がされるよう指導してまいります。	D
12	地域社会との交流等については、「地域の人々とのかかわりを求め、ともに育ちあう場を創る」(わくわくプラザ事業実施要領第2条抜粋)などの具体化した表記をするべきである。	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。運営の詳細については別途規定し、わくわくプラザ事業の指定管理者に対して仕様書に定め、民間事業者に対しては内容を周知してまいります。	D

13	わくわくプラザにお金を出しているというならば質をもっと向上させるべき。学童という場所とはとらえていない。	本市は放課後児童健全育成事業を包含したわくわくプラザ事業を全児童を対象として実施しております。最低基準を超えて、常に設備及び運営の水準を向上させなければならないという基準の趣旨に基づき、放課後児童健全育成事業としての充実を図ってまいります。	D
14	わくわくプラザだけでなく川崎市全体の学童保育所が子どもにとってよりよい居場所となるように考慮されることを求める。	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。しかしながら、最低基準を超えて、常に設備及び運営の水準を向上させなければならないという基準の趣旨に基づき、本市の放課後児童健全育成事業の充実を図ってまいります。	D
15	「放課後児童健全育成事業」とは「わくわくプラザ事業」と「放課後児童健全育成事業届出施設」が対象になるのか。今年度実施されている対象施設で示してほしい。わくわくプラザ事業が対象になるのであれば、参考資料に「定期的な利用（市配布のわくわくプラザのしおり）」が明記されていないが、わくわくプラザの全登録児童数が対象になるのか。	わくわくプラザ事業は放課後児童健全育成事業を包含して実施しており、就労を理由として利用する児童が放課後児童健全育成事業の対象となっています。民間の放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の届出をしている事業が対象となります。	D
16	内閣府の子ども・子育て支援新制度には、私設の放課後児童クラブを利用する家庭も含まれるのではないか。	この基準においては、民間の放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の利用者も含まれます。	D

(2) 設備に関すること (13件)

17	わくわくプラザが専有区画面積の基準を満たし、安心して過ごすことができるスペースを確保するために、小学校施設の一部を共用するなどの暫定措置が必要と考えられるが、学校との間の利用の方法に工夫が必要である。(計5件)	学校の余裕教室や多目的室等の使用について学校や関係部署と協議しているところです。今後も学校教育の支障にならない範囲での使用について協議し、必要なスペースを確保してまいります。	C
18	専用面積基準を著しく下回る施設については、5年の猶予をおかず早急に対処すべきだ。(計2件)	専用面積の基準を下回る放課後児童健全育成事業所が基準への対応を行うためには一定期間の設定が必要と考えておりますが、早期の対応が図られるよう指導・助言を行ってまいります。	D
19	児童一人あたりの面積が1.65平方メートルではかなり狭いのではないか。(計2件)	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるにあたり、国の示すおおむね1.65㎡を根拠として定めているものです。	D
20	「面積はおおむね1.65平方メートル以上」は、おおむねでなく「児童1人につき1.65平方メートル以上」とすべきではないか。	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるにあたり、国の示すおおむね1.65㎡を根拠として定めているものです。	D
21	「専用区画」は、児童が放課後あるいは学校休業日を1日過ごす場所として、塾教室やお稽古事、放課後子供教室、地域の寺子屋事業などの使用区分として使用しないように明記すべきではないか。	専用区画については国の基準で「専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」とされており、「設備等」につきましては、国の基準に沿った基準としております。	D
22	構造設備については、抽象的な表現ではなく具体的な箇所を列記し、要綱で充実を図るよう明記すべきである。(計2件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。詳細については別途規定し、わくわくプラザの指定管理者に対しては仕様書に定め、民間の放課後児童健全育成事業者については基準に基づき運営されるよう必要な助言等をしてまいります。	D

(3) 職員に関すること (22件)

23	わくわくプラザにおいて経験を積んだ職員は利用者にとって安心して預けられる人員なので、そのような人員をそろえるとともに、事故防止等や子どもの成長を考えて余裕をもった人員配置を要望する。	わくわくプラザ事業における職員の数は、支援の単位ごとに2人以上として、利用人数や利用状況に応じて必要な職員を配置するなど、今後も必要な対応をしてまいります。	C
----	---	--	---

24	放課後児童支援員の資格や員数については、現行の状況や雇用形態を考えると不安を覚える。待遇や雇用のあり方を考察する必要がある。当面はしのげるとしても、支援員の長期雇用などを考えると、現行の事業者では様々な困難が伴うことが憂慮される。子どもの増減やその他の環境の変化にも耐えられる予算措置などが必要である。	支援員の採用につきましては、基準に沿い、事業者の判断で行うものと考えております。わくわくプラザの管理・運営は指定管理者制度を導入しており、今後にも必要な対応をしております。	D
25	指導員について 試験だけで選定してほしくない。面接で経験を重要視してほしい。	支援員の採用につきましては、基準に沿い、事業者の判断で行うものと考えております。	D
26	放課後児童支援員の資格について、何らかの資格を持つ者と高等学校等卒業で児童福祉事業に2年以上従事した経験者が同列で、いずれも都道府県知事の行う研修に参加することとあるが、都道府県知事の研修において高卒2年以上のものに対する補足の研修を検討して頂きたい。経験は重要だが、理論的な学習も重要である。(計6件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。放課後児童支援員としての理論的な学習は、都道府県知事が行う研修において行われるものとされております。なお、事業者は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとしております。	D
27	子どもの保育の質、働く父母の安心のためにも、放課後児童支援員は複数(2名以上)が資格のある支援員にするべきである。(計6件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。国の基準では、支援の単位ごとに支援員を2名以上配置することができるものとしており、国の基準に沿った基準としているものです。	D
28	学童は子供が縦の関係やグループ活動など、「社会人基礎力」を養うために大変重要な場である。指導員の質の確保、そして指導員に長く安心して仕事をしていただくためには、給与や福利厚生などの整備が必要である。(計4件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものであり、給与や福利厚生に関することは、事業者が労働基準法等を遵守して、運営を行うものと考えます。	D
29	指導者は利用児童との信頼関係が大切なので、ローテーションではなく固定してほしい。	支援員の配置に関することは、事業者が利用者に質の高いサービスを提供するために適切に行うものと考えます。なお、この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものでありますから、基準に沿った運営がされるよう指導してまいります。	D
30	「2年以上児童福祉事業に従事したもの」の2年は、年数だけを記載するのではなく、2年以上の勤務かつ総勤務時間数が2880時間以上と保育士受験資格と同等の勤務時間数を課すことが必要ではないか。(計2件)	支援員については、厚生労働省の通知で「2年以上従事し、かつ、総勤務時間が2000時間程度あることが一定の目安」とされていることから、これに沿った運営・指導を行ってまいります。	D

(4) 開所時間及び日数に関すること (6件)

31	開室時間について、川崎市の場合、都内に勤務する親が多く、通勤時間も考慮すると、1日保育の場合は朝8時から夕方7時まで11時間、授業がある日も最低でも6時間以上は必要と考える。(計4件)	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるものであり、放課後児童健全育成事業所は基準を満たし、地域の実情に応じた開所時間を設定するものと考えております。	D
32	「開所日数」は、月曜日から金曜日の開設では1年につき250日に満たないので、250日に満たないところについて配慮すべきではないか。	国の基準では開所日数については250日以上を原則とし、地域の実情を考慮し、事業所ごとに定めることとしており、国の基準に沿った基準としているものです。	D
33	女性の社会進出や子育て世代を支援する国の方向性が示されている今こそ、わくわくプラザ事業の開所時間を19時等に延長するといった措置が必要である。	わくわくプラザ事業の開所時間は18時までですが、「子育て支援・わくわくプラザ事業」として、有料で19時までご利用いただいております。	D

(5) 児童の集団の規模に関すること (3件)

34	「専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないこと」という記述と「児童の集団の規模」に「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること」という記述から、40人が定員と推察されるが、国の基準では放課後児童クラブには定員を定めているので、一支援単位の定員を40人以下と明記すべきである。(計3件)	国の基準では「一つの支援単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とする」とされており、本条例では国の基準に沿った基準としております。	D
----	--	---	---

(6) その他運営に関すること (6件)

35	おやつやこどもが魅力を感じられるようなイベントの実施について規定してほしい。(計3件)	この条例は放課後児童健全育成事業の設備及び運営の最低基準を定めるものです。事業の運営につきましては、基準を基に各事業者が利用者の状況等に応じて実施するものと考えます。なお、わくわくプラザ事業の指定管理者に対してはおやつ等の提供について仕様書に定め、希望する利用者の実費負担で用意しています。	D
36	わくわくプラザが今回の条例化で何が変るのか、変らないのかを明記すべきではないか。特に専用区画のところについて、何も変らないのであればその理由を説明すべきではないか。	わくわくプラザ事業が包含する放課後児童健全育成事業について基準に基づく運営を行うもので、わくわくプラザ事業の運営や利用方法に変更はありません。専用区画については、改修工事や学校・関係部署との協議により、必要なスペースを確保してまいります。	D
37	猶予期間も含め、基準に達することができなければ補助金の停止や閉鎖などの処置が行われるのか。	児童福祉法の「市町村長は放課後児童健全育成事業を行うものに対し、違反、不当な営利、児童の処遇について不当な行為をした場合は、事業の制限又は停止を命令できる」とする規定に基づき、適正なサービスが提供されるよう、適切に対処してまいります。	D
38	「労働等」とは、保護者就労以外ではどのような要件が対象にされているのか。「昼間家庭にいないもの」とは、何時から何時までを昼間と規定されているのか。	「労働等」には保護者の疾病や介護等を含みます。昼間の時間帯については明確な規定はありませんが、授業終了後の放課後の時間帯等と考えております。	D

(7) その他の意見等 (101件)

39	わくわくプラザも利用料を徴収した方がいいのではないか。	受益と負担のあり方については重要な課題であると考えており、今後検討してまいります。	C
40	子ども・子育て支援法の市町村等の責務に則り、川崎市がその役割を積極的に果たせるように市の責任を明確にしてほしい。	子ども・子育て支援法に基づき、策定する本市の子ども・子育て支援事業計画の中で、総合的な子育て支援策を位置付けてまいります。	D
41	基準が定められれば、それに従うのが義務だと思うが、そのために既存の学童保育が運営できなくなってしまうのは困る。子どもを安心して預けられるような自主学童保育を保つため、市の財政的な援助をお願いしたい。(計98件)	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるものです。民間の放課後児童健全育成事業者には様々な運営形態があり、その対応について検討を行っております。	D
42	生活保護家庭、就学援助を受けている家庭は、わくわくでのおやつ代・保険料・イベント参加料免除。自主学童への入会金・会費の全額負担あるいは補助をお願いする。	この条例は放課後児童健全育成事業の最低基準を定めるものです。民間の放課後児童健全育成事業者には様々な運営形態があり、その対応について検討を行っております。なお、わくわくプラザ事業の実施にあたり、おやつ代、保険料等は実費負担をお願いしています。	D